箱根町立小・中学校校名選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、箱根町立小・中学校校名選定委員会(以下「委員会」という。)の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 箱根町立小・中学校のうち、統合小学校及び統合中学校の校名に関する一切の事項について協議し、その原案作成を目的に、委員会を設置する。 (組織)

- 第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長には助役を、副委員長には教育長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議の招集等)
- 第4条 委員会は、委員長が招集する。
- 2 委員会は、半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (結果の尊重)
- 第5条 委員会において決定された事項について、町はこれを尊重しなければならない。 (設置期間)
- 第6条 委員会は、施行日から、その目的が達成したときまでとする。 (事務局)
- 第7条 委員会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って、定める。

附則

この要綱は、平成18年12月12日から施行する。

別表(第3条関係)

委員長	助役
副委員長	教育長
構成員 (町)	教育次長 学校教育課長
構成員(その他)	各小・中学校長 PTA 関係者 6 名(湯本中学校、箱根明星中学校、仙石原中学
	校、温泉小学校、宮城野小学校、箱根小学校) 町自治会連絡協議会から推薦
	された者5名 教育委員